

米国関税措置の影響に対する 中小企業者等への金融支援について

市では、米国関税措置の影響により資金繰りに支障をきたしている、又はきたすおそれがある中小企業者等を対象に、金融支援を実施しています。

対象となる方

- 新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）
「米国関税対策特別融資」を利用する中小企業者等

※ 次の要件を満たす必要があります。

- ・市内に事業所を有すること（個人事業主・・・現住所が市内でも可）
- ・補助金の交付を申請する時点で継続して事業を行っていること

支援内容

利子補給

米国関税対策特別融資の借入利子の一部を市が補助金として交付

- ・補給期間：2年分
- ・補助率：1.0%
- ・補助対象額：1事業者 1,000万円
- ・要件：市税の滞納がないこと
- ・交付方法：融資実行後に一括
- ・申込先：上越市産業政策課産業振興係

信用保証料補給

米国関税対策特別融資を利用する際に信用保証協会に支払う信用保証料の一部を市が負担

- ・補給割合：25%

※ 新潟県信用保証協会と上越市との契約による支援となるため、申請の必要はありません。

新潟県「米国関税対策特別融資」の概要

融資限度額：3,000万円
資金使途：運転・設備（借換不可）
融資期間：7年（うち据置期間2年以内）
融資利率：1.30%～1.70%
申込：新潟県制度融資取扱金融機関



お問合せ

上越市 産業部 産業政策課 産業振興係
〒943-8601 上越市木田1-1-3 ☎025-520-5729

概要等については
こちらをご参照ください